令和５年度～

〔申請者用〕

（凡例）　申 請 者　まちづくり推進課

「中津市危険空家等除却事業」補助金交付までの流れ

1、事前調査申請

提出書類	
	□ 事前調査申請書（様式第１号）
	□ 申請者が本人であることを証する書類（運転免許証等）
	□ 所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書等）
	□ 建築物の場所がわかる地図（ゼンリン地図など）
	□ 建築物の写真（敷地全体と建物が特定できるもの）

2、現地調査

3、判定結果を通知

「補助金交付対象判定通知書」（様式第2号）を通知

4、本申請

判定結果で危険空家等に該当された方は、本申請が必要です

※ご都合により、本申請をされない場合は、早めに連絡をお願い致します！

提出書類	
	□ 中津市危険空家等除却事業補助金交付申請書（様式第３号）
	□ 建物登記簿謄本（全部事項証明書：法務局で発行したもの）
	□ 申請者の住民票（市民課窓口で発行したもの）
	□ 相続人の場合は相続関係がわかる戸籍又は住民票
	□ 誓約書（相続人が複数の場合）　□同意書（共有名義の場合）
	□ 市税納付状況確認承諾書
	□ 登録業者であること（建設業又は解体工事業）
	□ 工事費の見積書の写し（内訳のわかるもの）
	□ 位置図、建物配置図（建物の位置と敷地全体がわかるもの）
	□ 平面図（床面積記載）※居宅でない場合間取りのわかるもの

5、交付決定通知を送付

「中津市危険空家等除却事業補助金交付決定通知書」（様式第4号）

6、業者と契約、工事着手

※交付決定を受理後、契約をしてください

注意事項	
	□ ①契約日：交付決定通知日以降の日
	□ ②契約書の宛名：申請者
	□ ③工期日程の確認 （２月末までに解体工事が終了し、完了報告ができるかどうか）

7、完了報告

※補助事業完了の日から30日以内（2月末までのいずれか早い日）

提出書類	
	□ ①中津市危険空家等除却事業補助金工事完了報告書（様式第10号）
	□ ②工事の請負契約書の写し（消費税額がわかるもの）
	□ ③工事費の領収書の写し
	□ ④除却工事に係る写真（着工前、施行中、解体後）
	□ ⑤その他市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）
	※最終契約額と申請時の見積額に差がある場合は、交付変更申請が必要な場合がありますので、担当まで連絡ください。

8、額の確定通知を送付

「中津市危険空家等除却事業補助金額確定通知書」（様式第11号）

9、請求書提出

提出書類	
	□ 中津市危険空家等除却事業補助金交付請求書（様式第12号） （振込先は申請者の口座）

10、完了

ご指定の口座に振込まれます。

【問合先】　〒871-8501
大分県中津市豊田町１４番地３
中津市建設部　まちづくり推進課
TEL：0979-62-9032（直通）